

鹿児島工業高等専門学校個人情報保護管理等に関する申合せ

平成17年4月1日

校長 裁定

(趣旨)

第1条 この申合せは、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第65号。以下「管理規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構保有個人情報の開示等に関する取扱規則（平成17年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第66号。以下「取扱規則」という。）に定めるもののほか、鹿児島工業高等専門学校（以下「本校」という。）における本校の保有する個人情報の保護管理等について定めるものとする。

(個人情報の管理体制)

第2条 本校における保有する個人情報を適切に管理するため、本校に管理規則第6条に規定する保護管理者（以下「保護管理者」という。）及び管理規則第7条に規定する保護担当者（以下「保護担当者」という。）を置く。

(保護管理者)

第3条 保護管理者は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 類長
- (2) リベラルアーツ系長
- (3) 学科長
- (4) 一般教育科長
- (5) 専攻科長
- (6) グローバル・アクティブラーニングセンター長
- (7) 地域共同テクノセンター長
- (8) 学生何でも相談室長
- (9) 総務課長及び学生課長
- (10) 技術長

2 保護管理者は、当該各課等の保有する個人情報に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 個人情報ファイル簿の作成に関すること。
- (2) 保有する個人情報の取扱状況の記録に関すること。
- (3) 情報システムにおける安全の確保等に関すること。
- (4) 保有する個人情報の提供に関すること。
- (5) 保有する個人情報の点検に関すること。

(保護担当者)

第4条 保護担当者は、前条の保護管理者が当該各課等の教職員のうちから指名する者をもって充てる。ただし、総務課及び学生課においては、原則として当該課に所属する課長補佐及び係長とする。

2 保護担当者は、保護管理者の業務を補佐する。

附 則

この申合せは、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは、平成 27 年 6 月 5 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、平成 28 年 9 月 20 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この申合せは、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。